



平成30年2月2日

各 位

会社名：株式会社 ダイナック
代表者名：代表取締役社長 若 杉 和 正
(コード番号：2675 東証第二部)
問合せ先：取締役 管理統括本部長 管理本部長
法務・総務部長 保 坂 孝 徳
(電話：03・3341・4216)

会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結及び 定款一部変更（商号変更及び事業目的の一部変更）に関するお知らせ

当社は、平成29年12月8日付「会社分割による持株会社体制移行及び子会社（分割準備会社）の設立に関するお知らせ」にて、平成30年7月1日（予定）を効力発生日として会社分割の方式により持株会社体制へ移行する旨を公表しております。

当社は、本日開催の取締役会において、当社の100%子会社との吸収分割契約締結を承認することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします（以下、当該吸収分割契約に基づく吸収分割を「本件分割」といいます。）。また、平成29年12月8日時点で未定であったもので、今回確定した項目につきましても、併せてお知らせいたします。

本件分割後の当社は、平成30年7月1日（予定）で商号を「株式会社ダイナックホールディングス」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。本件分割及び定款一部変更（商号変更及び事業目的の一部変更）につきましては、平成30年3月27日開催予定の定時株主総会による承認及び必要に応じ所管官公庁の許可等が得られることを条件としております。

なお、本件分割は、当社の100%子会社への吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行目的

当社は、『食の楽しさをダイナミックにクリエイトする それが私たちの仕事です』を企業理念に、首都圏・近畿圏を中心に1都1道2府24県に、257店（平成29年12月31日現在）の多彩な店舗展開をしております。その時代、その時代のトレンドや、多様化するお客様の「飲・食」に対する嗜好・ニーズを敏感にキャッチし、個性あるレストランの開発を通じて、楽しい時と場所を提供し、豊かな食文化の創造を使命としております。店舗においては、質の高いメニューやサービス、雰囲気や演出も含めた本当の価値のあるものを提供することで差別化を図る高付加価値戦略を基本としております。

今般、当社が価値創造力を高め、さらなる企業価値向上を実現するためには、市場環境の変化に即応できる機動的かつ柔軟な事業運営を可能とする経営体制への移行、M&A及びアライアンス等を活用した業容拡大を図るグループ運営体制の構築、各事業における経営責任の明確化、次世代経営人材の育成を推進することが必要であると考え、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

2. 持株会社体制への移行の要旨について

(1) 本件分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会	平成 29 年 12 月 8 日
分割準備会社の設立	平成 30 年 1 月 5 日
吸収分割契約承認取締役会	平成 30 年 2 月 2 日
吸収分割契約締結	平成 30 年 2 月 2 日
吸収分割契約承認定時株主総会 (当社及び分割準備会社)	平成 30 年 3 月 27 日 (予定)
吸収分割の効力発生日	平成 30 年 7 月 1 日 (予定)

(2) 本件分割の方式

本件分割は、当社を吸収分割会社（以下、「分割会社」といいます。）、当社 100%出資の分割準備会社である株式会社ダイナック分割準備会社を吸収分割承継会社（以下、「承継会社」といいます。）とし、当社が営む外食事業（以下、「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割により行います。

(3) 本件分割に係る割当の内容

承継会社である株式会社ダイナック分割準備会社は、本件分割に際して普通株式 1,800 株を発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付いたします。

(4) 本件分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はございません。

(5) 本件分割により増減する資本金等

該当事項はございません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

株式会社ダイナック分割準備会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日における本件事業に係る資産、債務その他の権利義務のうち、本件分割に係る吸収分割契約に規定されるものといたします。

なお、承継会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

本件分割後、当社及び承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、当社及び承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。以上より、本件分割後において当社及び承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みはあると判断しています。

3. 本件分割の当事会社及び分割する事業部門の概要

[当事会社の概要]

	分割会社 平成 29 年 12 月 31 日現在	承継会社 平成 30 年 1 月 5 日設立時現在
(1) 名称	株式会社ダイナック	株式会社ダイナック分割準備会社
(2) 所在地	東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号	東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 若杉 和正	代表取締役社長 若杉 和正
(4) 事業内容	外食事業	外食事業（ただし、本件分割前は事業を行っておりません。）

	分割会社 平成 29 年 12 月 31 日現在	承継会社 平成 30 年 1 月 5 日設立時現在
(5) 資本金	1,741 百万円	10 百万円
(6) 設立年月日	昭和 33 年 3 月 11 日	平成 30 年 1 月 5 日
(7) 発行済株式数	7,033,000 株	200 株
(8) 決算期	12 月末日	12 月末日
(9) 大株主及び特株比率	サントリーホールディングス株式会社 61.71% ダイナック従業員持株会 2.44% 鴻池運輸株式会社 2.13% 日本生命保険相互会社 1.19% 株式会社三井住友銀行 0.85% 株式会社三菱東京UFJ銀行 0.85% 株式会社佐々木 0.57% 三井住友信託銀行株式会社 0.57% 関口 正明 0.29% 三井住友海上火災保険株式会社 0.28%	株式会社ダイナック 100%
(10) 当事会社間の関係等	資本関係	分割会社が承継会社の発行済株式の 100%を保有しております。
	人的関係	分割会社より承継会社に取り締役を 1 名派遣しております。
	取引関係	承継会社は営業を開始していないため、現時点では、分割会社との取引関係はありません。
(11) 直前事業年度の財政状態及び経営成績 (平成 29 年 12 月期)		
純資産	4,457 百万円 (単体)	10 百万円 (単体)
総資産	14,026 百万円 (単体)	10 百万円 (単体)
1 株当たり純資産	633.76 円 (単体)	50,000 円 (単体)
売上高	35,913 百万円 (単体)	-
営業利益	737 百万円 (単体)	-
経常利益	752 百万円 (単体)	-
当期純利益	321 百万円 (単体)	-
1 株当たり当期純利益	45.68 円 (単体)	-

- (注) 1. 分割会社は、平成 30 年 7 月 1 日付で「株式会社ダイナックホールディングス」に商号変更予定です。
 2. 承継会社は、平成 30 年 7 月 1 日付で「株式会社ダイナック」に商号変更予定です。
 3. 承継会社におきましては直前事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。

[分割する事業部門の概要]

- (1) 分割する部門の事業内容
 当社が営む外食事業

- (2) 分割する部門の経営成績 (平成 29 年 12 月期実績)

	分割事業 (a)	当社実績 (単体) (b)	比率 (a ÷ b)
売上高	35,913 百万円	35,913 百万円	100%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額（平成 29 年 12 月 31 日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	●●●百万円	流動負債	●●●百万円
固定資産	●●●百万円	固定負債	●●●百万円
合計	●●●百万円	合計	●●●百万円

(注) 上記金額は平成 29 年 12 月 31 日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

4. 会社分割後の状況(平成 30 年 7 月 1 日現在(予定))

	分割会社	承継会社
(1)名称	株式会社ダイナックホールディングス (平成 30 年 7 月 1 日付で「株式会社ダイナック」より商号変更予定)	株式会社ダイナック (平成 30 年 7 月 1 日付で「株式会社ダイナック分割準備会社」より商号変更予定)
(2)所在地	東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号	東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号
(3)代表者の役職・氏名	未定	未定
(4)事業内容	グループ会社の経営管理	外食事業
(5)資本金	1,741 百万円	100 百万円
(6)決算期	12 月末日	12 月末日

5. 今後の見通し

承継会社は、当社の 100%子会社であるため、本件分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。また、当社の単体業績につきましては、本件分割後、当社は持株会社となるため、当社の収入は関係会社からの配当収入、経営指導料収入が中心となります。また、費用は持株会社としてのグループ会社の経営管理を行う機能に係るものが中心となる予定です。

II. 定款の変更

1. 定款変更の目的

持株会社体制への移行に際して、当社の商号を「株式会社ダイナックホールディングス」に変更し、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。なお、本定款変更は、本件分割の吸収分割契約に係る議案が当社定時株主総会において承認可決されること及び本件分割の効力発生を条件として、本件分割の効力発生日（平成 30 年 7 月 1 日予定）に効力が生じるものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会 平成 30 年 3 月 27 日（予定）
定款変更の効力発生日 平成 30 年 7 月 1 日（予定）

以上

定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ダイナックと称し、英文では、<u>DYNAC CORPORATION</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、<u>次の事業を営む</u>ことを目的とする。</p> <p>1.～11. (条文省略) (新 設)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 72 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ダイナックホールディングスと称し、英文では、<u>DYNAC HOLDINGS CORPORATION</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、<u>次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>1.～11. (現行どおり) <u>2 当社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(効力発生日) 第2条 <u>本定款の第1条(商号)及び第2条(目的)の規定の変更は、平成30年7月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則第2条は、上記の効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>